

議 事 録

会議の名称	平成22年度 伊丹市福祉対策審議会第1回地域福祉部会
開催日時	平成22年8月11日(水) 15:00~17:10
開催場所	伊丹市役所 議会棟3階 第2委員会室
司 会	大西地域福祉課主査
出席者	藤井部会長、照屋委員、岩永委員、氏田委員、久村委員、相崎委員、原田委員、荒西委員(以上8名)(順不同)
欠席者	吉田委員(以上1名)(順不同)
事務局	西尾健康福祉部長、増田健康福祉部副参事兼地域福祉課長、大西地域福祉課主査 他
会議の成立	委員総数9名のうち8名出席、1名欠席 <過半数出席のため成立>
署名委員	相崎委員、荒西委員
傍聴者	1名
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 部会長あいさつ 3. 報告 ワーキングの報告 4. 議事 伊丹市第2次地域福祉計画骨子(案)について 5. その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 今後の予定について (2) その他
備 考	

議 事 要 旨

1. はじめに

資料の確認 次第

資料 1 伊丹市第 2 次地域福祉計画骨子（案）

資料 2 ワーキング会議委員名簿

資料 3 地域福祉部会委員名簿

2. 部会長あいさつ（略）

3. 報告

事務局よりワーキングの報告

6/28 第 1 回 5/25の福祉対策審議会全体会の内容の報告と「伊丹市の現状」について意見交換

7/12 第 2 回 「現行計画の分野別課題」について意見交換

7/26 第 3 回 「現行計画の分野別課題」について意見交換

藤井部会長：今、ワーキングのご報告をいただきましたが、ご質問等いかがでしょうか。

久村委員：ワーキングで出ていた意見について、まとめたものはありますか。

事務局：ワーキングでは資料を 3 分冊で配布し、本日の資料 1 はワーキングでの検討を経てまとめています。個々の意見については、この資料の中に反映した形で修正しています。

久村委員：詳しくわからないので、ワーキングでこういう意見が出ていたので、こう付け加えたということがわかるものあれば参考になると思いますが、そういうものは要らないですか。

事務局：すべてについて思い出すことはできませんが、3 回のワーキングで大きく表現内容を変えることにはならなかったと思います。例えば、ワーキング委員のご意見として、介護保険の関係で、伊丹市の認定率が他市に比べて低いのは認定基準が厳しいからではないかという質問に対しましては、資料を出して、認定率そのものは低いのですが、後期高齢者率が他市に比べて低く、比較的若いということが多少影響しているのではないかと説明をさせていただきました。また、基本施策について、もう少し付け加えたらという意見をいただき、庁内の関係課からも意見もいただき、本日は整理した形で資料を出しています。その他、ワーキングでは細々した話があったかと思いますが、大きく資料を修正したということはないと思います。後ほど、資料説明の中で、修正した部分等がありましたら説明させていただきます。

藤井部会長：よろしいでしょうか。今日の資料は一定、ワーキングで話された内容を事務局でもオーソライズして出していますから、多分、ストレートに生資料としては出ては来ないと思いますが、このあとのご報告の時に少し論点なども解説いただきながら、資料1をご説明いただければと思います。それから、ワーキング会議の資料そのものは見ようと思えば、議事録などで見ることができますよね。

事務局：議事録としても保存してあります。

藤井部会長：今後、もし、事前に生のワーキングでの意見を聞きたいということであれば、そうした資料を見ていただくということをお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、骨子（案）について事務局より説明をお願いします。

4．議事

伊丹市第2次地域福祉計画骨子（案）について

事務局：伊丹市第2次地域福祉計画骨子（案）について説明（資料1）

本日の資料として事前にお送りさせていただきましたが、本日あらためて同時並行的に庁内で検討し修正したものをお手元に配布させていただいております。若干、文章の加筆修正等を行っておりますので、本日のお配りしております資料をもとに説明をお聞きください。（説明については略）

藤井部会長：本日は第1回目ということもあり、基本理念や方向、基本施策の骨子案ですので、少し丁寧にご報告をいただきました。では、残りの時間で頁を区切ってご質問やご意見をいただきたいと思います。まず、1頁～13頁までで、ご質問、ご意見がございませうか。

荒西委員：地域福祉というのは、非常に難しい、いろいろな課題を抱えています。私は昨日、県の老連の会議に出席しましたが、市によって、いろいろな利点、欠点を話されていきました。伊丹市も宝塚や川西、尼崎、三田市といった他市の地域福祉の情報を取り入れているのでしょうか。

事務局：他市の地域福祉の状況について中身までは把握していませんが、1つには伊丹市の地域福祉計画は平成15年の3月に策定し、兵庫県の中でも最も早く策定しました。川西市も早かったと思いますが、川西市と伊丹市が兵庫県下で先陣を切って策定いたしました。阪神間の他市からは、その後、伊丹市の地域福祉計画を送ってほしいということで理念などを参考にされたのではないかと思います。後で策定された計画になりますと、かなり詳細に書かれたものになっているかと思いますが、地域福祉の方向性としては、特に阪神間都市部においては大きく変わるものではないように感じます。全国的にとらまえても大きく変わるものではなく、基本的な

スタンスとしては今までは地域の中で地縁をベースにいろいろな助け合いができてきて、行政のサービスに頼らなくてもできていたことが、近年、近所づきあいが疎遠になってできていない、気づかれずに埋もれている人がいる、それを何とか地域の中でもう一度助け合っていこうではないかというスタンスで取り組まれています。その手法として、例えば、伊丹市では小学校区を最大の地域福祉の単位と考え、地域福祉ネット会議を小学校区ごとに設置し、小学校区内の皆さんで考えていただくというやり方をしています。他市が地域福祉ネット会議という手法を取っているかと言うとそうではありませんが、考え方としては、どこの市も小学校区ぐらいを単位にしていると認識しています。

藤井部会長：よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

氏田委員：ワーキング会議を傍聴しましたが、その中で、障がい者のことを取りあげても当事者が入っていないので答えられないし、意見があまり出て来なかったように思います。松端先生が少しフォローしてくれましたが、これから地域移行ということで障がい者が地域で一人暮らしをしていくので、地域福祉計画の中で支えていく部分が大切になってくると思います。伊丹市で一人暮らししている重度の障がい者は私を入れて3～4人しかなくて、この前、施設から地域移行した人が一人暮らしする時に、地域の人が支えてくれて、緊急車両とか引き受けてくれましたが、今年度、自治会の担当者が変わったら、やっぱり変わってしまって引き受けられませんかっているのが現状です。やはり、近所の人に支えていってもらえる体制を作ってもらいたい。それから、社協は身体障がい者の相談支援をやっているんですが、まったくの民間の所のほうが相談しやすいんです。私も相談支援をやっていますが、社協は行政とつながっていると思うので言いにくいこともあるし、相談しにくいこともあります。だけど、民間であれば、自由に相談できて地域移行もできると思うし、これだけ地区社協も育ってきたら、支える体制も作っていけると思うので支える環境を作ってほしいなと思います。私も、あと2人ほど、地域移行を希望している障がい者から相談を受けていますが、受け皿が整えば、すぐにでも地域移行ができるかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

藤井部会長：今は資料13頁までについて審議をしていますが、氏田委員からは障がいのある方の相談しやすい体制であるとか、地域生活移行に伴って地域で支える体制を地域福祉の中でどう考えるのかといった意見でした。これは次回以降の基本施策の中身になってくるかと思っています。

事務局：具体的にはその辺りになってくるだろうと思いますが、今のご意見に関しまして、先ほど伊丹市では介護支援センターが総合相談窓口になっていると説明させていただきましたが、実際には、その相談のうち、90%は高齢者で、障がい者の相談は5%程度だったかと思っています。氏田委員がおっしゃるように、なかなか相談に行

きにくい現状があるのかなと考えていますが、そういった点も含めて、具体的な施策の中で障がいのある方も身近な所で相談できるような体制などを考えていかないといけないと思います。

藤井部会長：障がいのある方を支える体制ということは、地域の中ではまだまだでしょうか。

照屋委員：そうですね。地域社会でしっかりとできているかと言うとそうではなくて、氏田委員のご意見のとおりだと思います。地域社会の中でしっかりと支えることができるかどうか、そういう意味ではもっともっと考慮していかないといけない問題だと思います。

藤井部会長：基本理念の部分で「ソーシャルインクルージョン」の考え方、社会的排除に対抗する「社会的包摂」という目標を立てた場合に、障がいのある方を包み込んでいくという現状認識と具体的な対応について地域福祉の中でどう捉えていくかということとを1つの課題認識として置いていくということですね。他にいかがでしょうか。

岩永委員：社会福祉協議会との関係ですが、社協が非常に重要な役割を果たしていることは私も認めるのですが、先程の説明の中で、内包という言葉に問題があると言われましたが、内包以外にもパートナーシップとか、車の両輪の関係だとか書かれていることが今ひとつ、はつきりしない。社協には障がい者の相談窓口もありますし、地域包括支援センターも社協がやっているということは確かなんですが、例えば、高齢者へのホームヘルパー派遣などは、社協ではなくて、社会福祉事業団や他の社会福祉法人、NPO法人が行っています。社協の第5次発展計画というのは、伊丹市全体をにらんだ発展計画というだけではなくて、社協という一つの民間団体の目標というものが一部入っているはずですが、しかし、伊丹市の地域福祉計画は社協の発展計画にも十分適応はするんだけど、それとは違う伊丹市としての地域福祉計画というのは当然あると思うので、その関係を単にパートナーシップとか、車の両輪ではなく、もう少し明瞭にする必要があると思います。地域福祉計画は伊丹市の計画なのでこれだ、あるいは、こういう部分は社協の発展計画を十分留意はしているが、この部分は市の地域福祉計画として社協の発展計画には書いていないというような、棲み分けというか、位置づけをもう少し明確にしたほうがいいのではないかと思います。

藤井部会長：それは重要な点ですね。社協が大きな一部を占めるからこそ、そのことを明確にしておく必要があるということですね。その点では、照屋委員いかがですか。

照屋委員：当然ですね。この度の社協の発展計画は、内容的に社会福祉協議会が地域社会にどう溶け込んでいくかということが前提になった計画だと私は理解しています。ですから、この発展計画は一般の人には、なかなかわかりにくい。我々としては発展計

画を基にした職員と役員との間で議論を交わしながら、どう地域社会においていか、そして、伊丹市から委託された事業がほとんどですから、それらを行政との間で重複しない形で運用していかないといけないということで、しっかりと社会福祉協議会として議論しながら職員が納得して地域においていく必要があります。行政側の施策と我々社協の施策がダブルでオーバーラップすると、地域社会が混乱しますし、内包されたという形になると大変なことになりますので、私たち社協は車の両輪として市から委託された業務をしっかりと自分たちの計画の中で活かしていきながら、地域社会においていくという形でこれから頑張っってやっていこうという考え方が基本になっています。

岩永委員：その辺り、また検討していただいたらと思います。

事務局：今、岩永委員が言われたようにしないといけないということは認識しているつもりです。ややもすると、私のほうは市社協が第二の福祉事務所のよう形で市の委託事業の受け皿のように捉えてしまうことがあります。決してそうではなくて、社協が自ら発展計画でこんなことをやっていくということを掲げられていますので、我々としては、その中で伊丹市の施策に見合うものについては、逆をお願いをして一緒にやっていくということで重なり合う部分は勿論あると思いますが、市として主体的に取り組む部分というのも勿論ありますし、また、社協として自ら取り組まれている部分も勿論あります。今ご指摘いただきましたので、どんな形になるかはわかりませんが、計画の中ではその辺りを明確にする必要があるかと思います。

藤井部会長：整理していく課題として検討していくということですね。他にいかがでしょうか。それでは時間の関係もありますので、先に進みながら、また思いついたら前段の部分でも結構です。ご質問いただけたらと思います。それでは、33頁までで質問等がございますでしょうか。

岩永委員：33頁までと言われましたが、14頁から33頁までの内容は37頁の表を見るとわかりやすいのですが、下のほうが現行計画で課題領域として4つあります。33頁までの分析では、この4つの課題領域に基づいて細かく書いてあります。ところが、先程の事務局の説明では、現行計画の分析と市民意識調査の結果から、36頁の3つの基本方向、37頁で言いますと、上の3つの基本方向に集約できると言われましたが、その集約が神業的だと思いますが、何故その3つの基本方向になるのかが全くわかりません。次回以降、37頁の上のほうの基本方向1～3に基づいて基本施策が出てくるということになれば、33頁まで分析していることと、1～3の基本方向がどう関連して、何を反省して、今度の計画の基本方向ではどこに入るのかわからない。例えば、現行計画では、福祉のまちづくりの「ユニバーサルデザイン」については1つの項目としてあがっていましたが、今度の計画の基本方向では一体どこに入るのか、あるいは、十分達成したから入れなくていい、考えなくて

いいという考えなのかもしれませんが、現行計画を分析して、今度の計画にどう結びつくのか、その関係性を聞かせていただきたいと思います。

藤井部会長：現行計画の4つの枠組みから3つの枠組みにしたことについて、いかがですか。

事務局：例えば、具体的におっしゃったユニバーサルデザインについて達成できたのかと言いますと、決してそうではなくて、そもそもユニバーサルデザインやバリアフリーという考え方は福祉そのものの考え方のベースにありますので、継続した取り組みが必要だと考えておりますが、具体的に次期計画の体系の中のどこに入っているのかと言われますと、具体的にはここにはあがっておりません。先ほども申し上げましたが、基本方向の3本は、資料33頁までの分析と市民意識調査等の課題から分けております。例えば、「多様な協働と参画による福祉のまちづくり」という部分では、近所づきあいが希薄化しているとか、地域活動に若い方の参加が少ないとか、福祉の関心はあるものの参加する機会がないというようなことから、今後、地域住民による福祉活動をこういった形で推進していけばいいのか、などを次の計画で示していきたいということです。また、いろいろなボランティアグループもありますので、地域住民だけではなく、市全体で市民として活動されている方をどういう形で取り込んでいく、あるいは支援していけばいいのかといったことも含まれています。基本方向2つめの「地域生活支援のためのネットワークづくり」では、日頃生活をしていく上で、いろいろな生活上の悩みや不安があるといった生活上の課題が出てきますので、地域の中でのネットワークづくりをさらに進めて、そういう生活上の課題を解決していかないといけないのではないかと、3つめの「誰もが自分らしく暮らせる仕組みづくり」では、身近な所に相談窓口が求められていることや、福祉サービスや福祉活動の情報を必要とする人が非常に入手しにくい状態になっているということで、そういったことに対してどういう仕組みづくりをしていけばいいのか等を次の計画で示していきたいということです。

岩永委員：例えば資料15頁でしたら、四角の枠で囲っている「介護予防を必要とするすべての高齢者にいきわたったか。」と課題が書かれていて、非常にわかりやすくいいのですが、同じように18頁、19頁にもいくつか四角の枠で囲っている課題がありますが、これは現行の計画で課題となっていることがまだまだありますよという認識ですよね。だったら、その課題認識が次の計画の基本方向のどこにありますかということを知りたいんです。現行計画で課題になっていることは次の計画の基本方向のここに入れますといったことを整理したもの、関係表みたいなものをいただきたいと思います。ユニバーサルデザインについては、31頁に若干書いてありますが、市バスも23年度には全部ノンステップバスになるということで、ユニバーサルデザインについては、ある程度できたというように判断しておられて今度の計画の基本方向には含めないのでしょうか。私は入れてくださいと言いたいのですが、現行計画をせっかく分析したのだから、次の計画にどう活かすのかということ

をもう少し具体的に示していただかないと討議のしようがないと思います。

藤井部会長：その辺はいかがでしょうか。

事務局：ご指摘いただいた部分については整理して、基本方向のどの部分に入れていこうとしているのかということがもう少しわかるような形にしたいと思います。

藤井部会長：37頁を見ていただきますといいと思いますが、現行計画の課題領域の4つの枠組と次の計画で想定している3つの基本方向は、実はそんなに変わっていません。例えば、現行計画の1「地域生活支援のためのマネジメント」というのは、もっと発展形で言うと地域ケアシステムを作るということです。それを新しい計画では、3番目の基本方向「誰もが自分らしく暮らせる仕組みづくり」という表現に変えています。ですので、ここは現行の枠組みを踏襲しているかなという認識を持っています。次に、現行計画の2「地域生活支援のためのサービスの再編と開発」という部分については、サービスの再編とか開発というより、むしろ、制度の狭間のことがいっぱい出ているのでネットワーキングという手法をもっと強調しようということと新しい計画が想定されているのだらうと思います。連携をいろいろ組んでいって、そこで再編したり、開発したり、その土壌を作るという方向ですね。岩永委員のご発言についてですが、現行計画の「福祉のまちづくり」には、そこそこハード面が入っていたが、今度の新しい計画では基本方向1の「多様な協働と参画による福祉のまちづくり」はソフト部分、要するに住民参加の部分だけになっているのでハードの部分を入れ込むのかどうかということだと思います。それから、現行計画の「計画推進のためのプロセスづくり」については、私も質問しようと思っていたのですが、これは計画の進行管理を公民協働でやろうということですから、新しい計画では第4章になっています。ですから、現行の計画からそんなに枠組は変わらず発展形で書かれていますので、少し現行計画の課題に結びつけた形で基本方向をご提起していただけたらということだと思います。それともう一つ、これは次回、基本施策が出てくるところで論議になるとと思いますが、地域福祉というのは、何でも取り入れていけるし、何でも省ける、そういう意味では総合的な計画のようでもありますから、先程のユニバーサルデザインを地域福祉計画に組み込むなら組み込む考え方が必要ですし、別の計画にあり続けることでよしとするのなら、それでもいいでしょうが、多分これは施策としてはあるはずですから、その論議が必要だということです。そういうことも含めて、現行の計画から継承されるのか、されないのかという論議を次回に持ち越しということによろしいですね。それでは、一気に37頁まで論議が進みましたので、どこの部分からでも結構ですのでご発言いただいている方も含めていかがでしょうか。

相崎委員：骨子(案)を拝読させていただいて、現行計画について現状と課題について分析し、次期計画の基本方向を提示しているということですが、今回提示している部分は概

ね、これでいいのではないかと考えています。特に、現状と課題はしっかりと詳しく分析しているので非常に良かったと思います。今後、どういう風にしていくかを具体的に示す段階かと思っておりますので、その中に是非盛り込んでいただきたいと思っております。検討していただきたい点としては4つあります。1つは、情報提供の工夫ということで、現状と課題でも、より充実していかないといけないとしっかり書いていただいておりますが、その通りだと思っております。より工夫を重ねていただく上で、私が思うのはインターネットや携帯電話、メールマガジンなどからの情報発信という工夫を重ねていくという視点を持っていただけたらと考えています。祖母の介護をした時に、どこに相談したらいいのかわからなかったことがあり、結局インターネットで調べて情報を取得したということがあります。意外にインターネットとか携帯電話から情報収集される人も多いのではないかと考えていますので、その辺の工夫を重ねていくという視点を入れていただきたい。2つ目は、総合相談窓口をよりしっかりと検討していただくということです。これも課題にしっかりと書いていただいておりますが、本当にどこに相談したらよいかかわからないということは実際に大きな課題だと思っておりますので、そこをしっかりと検討していただきたい。埼玉県の実田市では行政が総合窓口を役所に作ったということを聞いています。それも1つのアイデアだと思っておりますが、そういうことも含めて、しっかりと具体的な検討に入れていただきたいと思っております。3つ目は、サービスの整理を検討する段階にきているのではないかと考えています。先程、岩永委員や照屋委員が言われたように、社協がしていること、各部署がしていることが多くなって、実際、混乱していることもあるのではないかと感じておりますので、そういった視点も今後入れていただけたらと考えています。4つ目は、地域福祉ネット会議とか地区ボランティアセンターに関して、地域である所とない所、バラつきがあるので、行政からも手助けをしながら、できれば全小学校区でネット会議も地区ボランティアセンターもあるということを目指していただきたいと思っております。私の知り合いで、自分の地域に地区ボランティアセンターがない方が、あったらやりたいなとおっしゃっていたのがすごく頭に残っています。是非、引き続き積極的に進めていただきたいと考えています。以上4点が、今後具体的な施策内容を決めていく中で是非検討していただきたいと思いますことです。ご意見等あれば教えていただきたいと思います。

事務局：ありがとうございます。1つ目の情報提供の工夫ということで、インターネットや携帯電話による情報発信ということですが、ワーキング会議でもご両親が他府県に住まわれているワーキング委員から「市によって制度が違うものがあるので、同じ制度でも他府県にあるのかどうかかわからない。伊丹にあると思って他府県に行くと、ないということもあって、そういった情報は伊丹で完結しているとわかりにくい」という意見がありました。そういうことからしますと、今ご指摘いただいたようにインターネットなどを使って、伊丹だけではなく、いろいろな自治体が情報を提供することでより生活しやすいようにしていく必要があると考えています。ま

た、2つ目の総合相談の窓口については、今後、具体的な施策の中で出てきますが、去年、市社協が研究をされまして「たよれるネット構想」というものを出しています。例えば、地域包括支援センターが市内の在宅介護支援センターをランチとして相談の集約を図ろうということを考えています。そして、さらに行政の相談窓口や民間の事業所での相談などもすべて集約化され、そこへ行けばどんな相談でも関係機関などにつないでもらえるというようなことに取り組もうとしていますので、その辺りは次期計画の施策の中に入れていきたいと考えています。それから、3つ目のサービスの整理についてですが、確かによく似た事業が市の事業だったり、社協や民間の事業だったりしています。去年、地域懇談会ということで各小学校区を回りましたが、市の事業なのか、社協の事業なのか、地区社協の事業なのかがわからないという話もありました。その時には、きちんとわかるように出していないといけないということも言うておりました。地域福祉計画の中で示すのは難しいですが、サービスの提供部分ではそういったことも踏まえていかないといけないと思います。4つ目の地域福祉ネット会議や地区のボランティアセンターについては、現在の市の総合計画の最終年度である平成22年度を目標に全小学校区に地域福祉ネット会議を立ち上げるということで進めてきました。また、地区ボランティアセンターについては、そう簡単にはいかないだろうという当初の思いがありまして7校区での立ち上げを目標にしましたが、既にそれを上回る8校区で実施しています。ネット会議については17校区のうち11校区にあります。あくまでも市あるいは社協が押しつけてやるものではない、そうしないと長続きはしないという説明をしています。少し地域の温度差もあって11校区になっていますが、まだできていない校区についても気運の醸成ができつつあるのかなと感じています。今、相崎委員が言われたように、地区ボランティアセンターがない所の方が他の校区のボランティア登録をしたいという申し出も実際にいただいています。そういう方が実際にいらっしゃるということで、そういう声が大きくなれば、その地域でもなんとかしなければというようになっていくと思います。地域の方に任せきりではないですが、我々も一緒に考えながら、残りの校区も継続してやっていくというように考えています。

藤井部会長：時間が迫っていますが、はいどうぞ。

久村委員：基本理念は現行計画と同じということではありましたが、「地域福祉とは」という部分はこれだけですか。今の計画では、そもそも社会福祉とはという説明があって、地域福祉とは何かが大変丁寧に書かれています。そういう意味では地域福祉とはこういうものだということが理解できると思いますし、定義の中身についても詳しく書いてあります。次の計画が今の計画を踏まえてということであれば、もう少し詳しく、理解できるように書いたほうが地域福祉とは何かを読まれた方がわかるのではないかと思います。何でも市民がするのかというような内容とか、社協との関係がわかりにくいので、その辺りの流れなり、定義なりの説明をもう少し丁寧

にしていただけたらと思います。そうすれば、住民も地域福祉とは何かがわかるのではないかと思います。それと、苦情解決の仕組み、オンブズパーソンの問題について、今回の計画ではどのようにするのですか。今までどのような状況だったのかという点とあわせてお聞きしたい。福祉に関しては苦情も多いと思いますが、住民や市民の側から見て、どういう方向に持っていくのかを次の計画に入れていただきたいと思います。こういう事業がありますだけでは次につながらないのではという感じがします。それともう一つ、5頁の「新たな福祉課題の拡大」の部分で「子どもをめぐる課題」として、ひきこもり・ニートがありますが、これは子どもの枠ではなく、法律では若者ということになっていますから、若者や青年を含めて拡大する必要があるのではないか、「子どもと若者をめぐる課題」とした方が良いのではないかと思います。

藤井部会長：それについては、貴重なご意見として承り、次回、ワーキングの中で反映していただくということによろしいでしょうか。何か答弁が必要ですか。

久村委員：簡単で結構ですが、ありましたらお願いします。

事務局：「地域福祉とは」という部分ですが、久村委員が言われたように、もう少し丁寧に流れるに地域福祉に結び付けていけるように考えてみたいと思います。また、苦情解決、オンブズパーソンについては、具体的にこういう施策でという話は出ていませんが、これは現行計画の中の権利擁護の部分で既に指摘されており、次期計画でも基本施策の権利擁護の支援の部分で触れて書いていくのかなと思っています。最後の「子どもをめぐる課題」について、若者も含めての括りではないかというご指摘ですが、地域福祉計画の中で非常に記述が難しいと思うのは子どもの部分でありまして、多くの市では高齢者や障がい者のことが中心で子どものことはあまり書いていません。ほとんど書いてない所と次世代育成支援行動計画に近いような形で詳しく書いている所もあります。今の考え方としては、子どもについては次世代の計画もあるので、もっと書き込まないといけないのではという程度までしか書けないのではないかと考えています。そんな中で、子どもの部分に若者を付け加えるというご意見ですが、子どもをめぐる課題の中で何か説明していけることができればと思っておりますが表現が少し難しいかなと思っています。若者の課題をここに入れるかどうか、次のワーキング会議の中で課題としてあげていきたいと思っています。

藤井部会長：サービスの質の向上とか評価、苦情というのは、地域福祉の枠組の中でしっかり押さえていかないといけない課題ですので非常に重要な指摘かと思っています。今の若者の問題はこれから10年非常に大きな課題になると思いますが、今はその問題に対応する枠組がないんですね。だから、書き込みにくいという行政側の課題もあると思いますが、若者の問題は今後課題として増大するということで、どういう風にこの問題を現状認識するか、ご検討いただきたいと思います。あと、原田委員、い

かがですか。

原田委員：先程、子どもをめぐる課題を言われましたが、ひきこもり・ニートなどは若者の課題かなと思っておりました。それと、壮年層の方々の市民意識では近所づきあいに関していろいろとあるようですが、民生委員は社会福祉協議会と連携を取りながら、こんにちは赤ちゃん事業の家庭訪問を通じて、若いお母さん方へ自治会等に入っただけで地域で活動できませんかという声かけをしながら、自分たち民生委員の活動も啓発していったらいいと思います。ですから、民生委員が身近な相談者となることが必要であるというのは勿論ではありますが、まずは民生委員の啓発が必要なのかなと感じたりもしています。でも、やはり地域性がすごくあると思います。同じ研修、勉強会をしていても地域によって違いますので、これからも啓発しながら民生委員のあり方などを考えていきたいと思っています。

藤井部会長：今のお話に絡んで、本日の計画骨子(案)にはエリア設定のような明確なものが出てきていませんが、およそ小学校区を拠点にしているということは出ていますね。地域福祉計画というのは、ある意味では市全体の統一的なものも図りながら、地域の多様性を促進するという意味では地域性が非常にあるので、そういう意味では、今後、具体的な施策の段階で、地域福祉計画の基本方向が各地域でどう実践されるのかという具体的な論議が入ってくると思います。最後に、私がもう一つ気になっていることですが、次期計画が10年計画でいいのかどうかということについて、委員の皆さんのご意見をうかがっていききたいと思います。いかがでしょうか。

照屋委員：市の総合計画と合わせて10年になっているのだらうと思いますが、私もよくわかりません。

久村委員：今、いろいろ世の中が変わってきて、特に地域福祉はやり始めて10年くらいということで中身が十分納得のできるものになっていない状況だと思いますので、中身を充実させるという意味で、もう少し短い期間に縮めてもいいのではないかなと感じます。本当に毎日、福祉の問題でいろいろなことが起こっていますし、NPOを含めるということでも、またそこで色々な問題が起こっていますし、議論を深める意味でも期間を縮めたほうがいいかなと思います。

荒西委員：時代が変化する中で5年くらいがいいかなとは思いますが。

照屋委員：そういう考え方も正しいでしょうが、5年経つと基本的な見直しも出てくるとは思いますが。

藤井部会長：こういう委員の皆さんの意見も含めて今後検討いただければと思います。現行の計画は期限がなかったのですが、次の計画は期限を決めてローリングしながらという方

向は出ていますので、そういう具体性の中でご検討をいただきたいと思います。地域福祉というのは色々な意味合い、住民参加と公民協働ということがありますが、今後、私は事業者をはじめ専門職が地域に参加していくということが非常に重要だと思っています。そのことはネットワークを広範に広げていくとか、計画の中に書かれてありますが、例えば、伊丹市内にある入所施設が地域に根付いていくということの地域福祉の意味、法人側の姿勢も含めてどう考えていくかということをもう少し強調できればと思います。それと、もう1つは、不況でなかなか大変なのですが、企業の社会貢献ということも市民企業参加という意味では、どう実践の中で方向づけをしていくのかということも重要になってきますので、今後、そういうこともワーキング会議の中でご議論いただければと思います。今、いくつか貴重な重要な論点を皆さんからご指摘いただきました。今回は第1回目ということで、あえて結論めいた集約をするといったことよりは今日の委員の皆さんのご意見をワーキングにお返しいただければと思いますので、よろしくお願いたします。それでは、その他について事務局からございますでしょうか。

事務局：今後の予定ですが、ワーキング会議については8月24日と9月24日に予定しております。次回以降のワーキングでは、本日ご議論いただいた基本方向をもとに基本施策を検討してまいります。また、次回の地域福祉部会は10月8日金曜日の午後4時からこの会場で行う予定です。次回の地域福祉部会では、ワーキング会議のまとめから本日の資料に基本施策を反映して次期計画の大綱案としての中間報告をさせていただきたいと考えております。

藤井部会長：それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。皆さん、どうも御苦労さまでした。

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第3項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印